

改正

昭和63年5月13日規則第4号
平成10年3月31日規則第9号
平成13年4月1日規則第10号
平成14年12月20日規則第17号
平成15年3月27日規則第6号
平成16年8月3日規則第7号
平成18年6月20日規則第20号
平成19年3月20日規則第10号
平成27年3月10日規則第7号
平成29年3月31日規則第15号
令和元年6月4日規則第15号
令和元年12月16日規則第22号

中島村簡易水道給水条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は中島村簡易水道給水条例（昭和55年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(専用せんの用途別)

第2条 専用せんの用途別は次の基準による。

- (1) 一般用 2、3号に属しないもの
- (2) 公衆浴場用 物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条の規定により福島県知事が指定する公衆浴場入浴料金統制額の適用を受けるもの
- (3) プール用 公営及び学校プール用に使用するもの

(共用せんの設置)

第3条 条例第4条に規定する共用せんの設置は次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 専用せんを設置することができないとき。
- (2) 地形等により、専用せんを設置することが困難のとき。
- (3) 営農用水として使用するとき。

(共用せんの代表者)

第4条 共用せんの使用者で代表者を定めたときは、別記第1号様式により村長に届出なければならない。

- 2 代表者又は総代人を不相当と認める場合とは、条例及びこの規則に違反し、その目的を達することができないときをいう。

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 条例第8条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕、撤去の申込みは条例第10条第1項に規定する指定給水装置工事事業者を通じて行うものとする。

- 2 給水装置の新設、改造又は撤去の承認を受けた者はその設計を変更し、若しくは取り止めようとするときは直ちに届出なければならない。

(工事の設計範囲及び施工)

第6条 条例第10条第1項の規定に基づく工事の設計は直接給水にあつては給水せんまで受水タンクを設置するときは受水タンクの流入口までとする。

- 2 給水管は県道村道及び幅員3メートルを超える農道については120センチメートル、その他の道路については120センチメートル以上宅地内においては45センチメートル以上とする。ただし、場所によっては、その深度を指定することができる。
- 3 給水管は露出、いんぺいにかかわらず防寒装置を施さなければならない。
- 4 村長は、条例第10条第2項に定める設計審査又は工事検査において、中島村指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第4条に規定する基準に適合することの証明を求めることができる。
- 5 村長は、前項の規定により村長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(既設給水施設の取扱い)

第7条 既設の給水装置に村水道を接続するときは給水装置の末端の用具及び装置は逆流を防止することが停滞水を生じさせるおそれのないものでなければならない。

- 2 給水管にポンプを直結し又は水に衝撃作用を生じさせる用具若しくは機械等を直結させてはならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 条例第13条の規定に基づく構造及び材質の指定は、次の基準により行う。この場合におい

て、村長は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されないこと。
- (4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染されるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破損、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 条例第13条の規定により村長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの
- (2) 製品が政令第4条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの。
- (3) 製造または販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第4条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により村長がやむを得ないと認めた場合は、前各項の規定により村長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 村長は、指定した材料について地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することができる。

5 給水管の口径に比し著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

(給水管の口径)

第9条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(工事の保証期間)

第10条 村が施行した工事で竣工後6か月以内にその給水装置が損傷したときは村の費用をもって修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の故意の過失によるときはこの限りでない。

2 前項の修繕に要する費用について指定給水装置工事事業者が施工した給水装置については指定給水装置工事事業者の費用をもって修繕する。

(工事費の納入)

第11条 工事について村が施行するときは申込者は工事費概算額を前納しなければならない。ただし、修繕のための工事費及び村長がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りでない。

2 前項の前納金は給水工事の施行後精算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。

(手数料の納入)

第12条 条例第36条に規定する手数料は竣工検査後工事を施行した指定給水装置工事事業者を通じ徴収することができる。

(私設消火せん)

第13条 私設消火せんを演習のために使用するときはその事実を証明する書類を3日前までに提出しなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第14条 条例第26条第2項に規定する特別の費用を要する場合は次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 給水装置については、その構造、材質、若しくは、機能、漏水については通常の検査以外の検査を行うとき。
- (2) 水質については色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等、飲料の適否に関する以外の検査を行うとき。
- (3) 村長が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは検査の請求を拒むことがある。

2 メータの機能試験を行うときは請求者は立合わなければならない。

(水量の認定)

第15条 条例第23条ただし書に規定する村長が必要ないと認めるときはメータの故障、その他の理由で料金算定の基礎となる水量が不明の場合をいう。

2 条例第30条に規定する使用水量の認定の方法は前2か月間における使用水量、その他の事実を

参酌して行う。

(料金算定の基準日)

第16条 条例第29条第1項に規定する料金算定の基準日(以下「定例日」という。)は毎月25日とする。ただし、定例日が日曜、祝祭日のときはその翌日とする。

(使用水量の端数計算)

第17条 定例日に検針し、使用水量に1立方米未満の端数があるときは翌月に繰越して算入する。

2 給水装置の使用をやめた場合はその都度使用水量を算定する。ただし、1立方米未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(納入通知書)

第18条 条例第32条に規定する納入通知書は別記第9号様式による。

(料金等の納入期限)

第19条 料金その他の納付金(以下「料金等」という。)の納入期限は次のとおりとする。

(1) 納入通知を發した日から15日以内

(共用せんの料金)

第20条 共用せんの料金は、1共用せんごとに作成する納入通知書により徴収する。

2 営農用水利用組合で使用する共用せんについては、当該年度末日に計量し、代表者ごとに作成する納入通知書により徴収する。

(過誤納による料金の精算)

第21条 水道使用料金(以下「料金」という。)を徴収後、その料金の算定に過誤があるときは、翌月分以降の料金によって精算することができる。

(減免等の申請)

第22条 条例第39条の規定により料金及び加入金、手数料、その他条例により納入すべき金額の減免を受けようとするものは、別記第10号様式による減免申請書を提出しなければならない。

(停水処分の方法)

第23条 条例第43条に規定する給水装置の切り離し、又は給水停止は給水せんの封印若しくは止水せん制水弁の閉鎖メータの撤去又は配水管との連結を切断することによって行う。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第24条 条例第47条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

イ 水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。

ロ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ハ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する厚生省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

ニ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(委任)

第25条 この規則の施行について必要な事項は別に村長が定める。

(様式)

第26条 この規則の施行に関し、必要な様式は別記のとおりとする。